

兵高教組

2019年6月25日

調査情報 4号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
 TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185
 URL: http://www.hyogo-kokyoso.com
 mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

夏期一時金 [期末・勤勉手当] 6月28日支給

再任用者の勤勉手当も0.025月引き上げ

勤勉手当 昨年6月の支給より0.025月分引き上げ

2018 確定闘争の成果で、勤勉手当の支給月数が年間で0.05月引き上げられました。今回は再任用者も同じ引き上げ幅です。6月と12月の勤勉手当が、それぞれ0.025月分引き上げられています。ただし、上がったのは勤勉手当だけです。2013年度以来、勤勉手当は年2回分で0.55月あがっていますが、期末手当は全くあがりません。勤勉手当は、以下のように勤務成績により支給率に差が生じます。

6月30日が日曜日なので、今回の一時金支給日は前々日の28日(金)になります。(2日までは遡る)

6月と12月の期末手当の支給月数が同じに

2019年度から期末手当の支給月数が平準化され、それぞれ1.3月(再任用者0.725月)となっています。2018年度は、6月が1.225月(0.65月)、12月が1.375月(0.8月)でしたから、昨年6月の支給時と比べると今回の支給月数は増えますが、12月の分が減ることになります。

昨年と比べると平均4万円程度の増額

勤勉手当は6月と12月のそれぞれ0.025月分引き上げられています。年間で0.05月分の引き上げです。

6月の一時金に限って見ると、昨年と比べて0.1月分(1.3-1.225+0.025)増えています。月給40万円であれば4万円程度です(地域手当・扶養手当の違いが関係します。下の式を参照)。

再任用者も0.05月引き上げ

再任用者の一時金の引き上げ幅は再任用以外と比べて低く抑えられていましたが、2018確定では同じ0.05月の引き上げでした。高教組は引き続き、再任用者の一時金の支給月数や諸手当の支給など、賃金水準を現職職員と同等にすることを求めます。

実質的な増加分は、すべて勤勉手当

しかし、今回あがった0.025月分(再任用者も0.025月分)はすべて勤勉手当です。期末手当と違い、勤勉手当は勤務成績によって支給率に差がつけられています。

◆の表の勤勉手当に関わる部分は原資平均で、再任用以外の場合で見ると全員に0.925月分が出るわけではなく、実際には▼の表のように、

0.925月-0.895月(「良好」の人)

の0.03月分が、勤務成績が「特に優秀」「優秀」の人へまわされています。

高教組は、一時金を期末手当に一本化し、支給率の差をなくすよう要求しています。(なお、勤務成績「優秀」適用者について不明な点は、分会長を通じて本部にお問い合わせください)

◆6月の一時金支給月数(勤務期間6箇月の場合)

	一時金合計	期末手当	勤勉手当
再任用以外	2.225	1.3	0.925
再任用	1.175	0.725	0.45

▼勤勉手当の実際の支給月数

	勤務成績		
	良好	優秀	特に優秀
再任用以外	0.895	1.01	1.125
再任用	0.435	0.47	

※再任用者の支給割合

2017年度から、再任用者の勤勉手当にも「優秀」「良好」の2区分の成績率が導入されています。

★夏の一時金の額を計算してみましょう!★ (6月1日現在で在職期間6か月の再任用以外の職員の場合)

期末手当 = { 給 + 扶 + 地扶 + (給 + 地) × 職務加算率 } × 1.3

勤勉手当 = { 給 + 地 + (給 + 地) × 職務加算率 } × 0.895(良好) < 優秀は ×1.01 >

給 : 給料(調整額) 扶 : 扶養手当

地扶 : 扶養手当を算定基礎に含む地域手当… (給 + 扶) × (地域手当支給率)

地 : 扶養手当を算定基礎に含まない地域手当… 給 × (地域手当支給率)

職務加算率

5%…教育職1級63号給以上・教育職2級55号給以上・技労職87号給以上
 ・行政職4~6級

10%…教育職2級141号給以上・教育職3級・行政職7級など

《地域手当の支給率》

9.4% … 神戸、尼崎、西宮、芦屋、伊丹、宝塚、川西、明石

6.4% … 姫路

4.4% … その他の地域

※本来は、10.9%、7.9%、5.9%ですが、県「行革」で1.5%削減されたものが復元されていないままです。

あなたも高教組へ。一緒に、すべての教職員の賃金改善をすすめましょう!